

仕様書

1. 件名

食品健康影響評価に関する研究者・研究内容等の調査

2. 調査目的

本調査は、食品安全委員会として、適切なリスク評価の推進、緊急時における適切かつ迅速な対応等を図るため、我が国における食品の安全性の各分野における研究者・専門家に関する情報を蓄積・整理し、人材情報の効率的な検索・連携を可能とすることを目的とするものである。

3. 作業内容

(1) 食品の安全性に係る研究者・専門家の調査

対象となる研究者・専門家は、以下の①から⑥により調査された者のうち、日本に在住する者又は海外に在住する日本人であって、大学の講師以上、国又は地方公共団体の研究機関及び独立行政法人の室長以上の役職にある者又はそれと同等以上の者とする。

- ① 内閣府、厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、独立行政法人等の関係機関及び地方公共団体の食品の安全性に関連する研究報告（以下「国等の研究報告」という。）、食品・農業資材等の安全性等（以下「食品の安全性等」という。）に関連する学会誌及び学術誌等（科学的に信頼性の高いものとする。）を調査し、食品の安全性等に関する研究成果に関与した研究者・専門家の情報を収集する（過去10年間の研究成果を対象、研究成果が複数の研究者による共同研究である場合には、研究成果に記載されている代表者以外の研究者も調査対象とする。）。

※ 調査対象分野

食品添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、プリオン、自然毒、遺伝子組換え食品・飼料、新開発食品、飼料・肥料等

- ② 食品の安全性等に関連する業務を実施している機関において、食品の安全性等に関する業務に従事している研究者・専門家の情報を収集する。
- ③ 地方公共団体の食品の安全性等に関連する業務を実施している部局において、食品の安全性等に関する業務に従事している研究者・専門家の情報を収集する。
- ④ 大学において、食品の安全性等に関連する研究を実施している研究者・専門家の情報を収集する。
- ⑤ 食品の安全性等に関連する審議会等の委員等の情報を収集する。

⑥ 食品の安全性等に関連する学術団体の会員等の情報を収集する。

(2) 食品安全関連人材情報データベースの作成・部分的公表

① 食品安全関連人材情報データベースに掲載する情報として、研究者・専門家ごとに、以下の情報を整理する。

研究者名、研究・専門分野、所属、参加する審議会等、連絡先（電話、メールアドレス、HPアドレス）、性別、生年月日、経歴、参画している国等の研究報告の名称及び概要、学会誌及び学術誌に掲載された研究の名称及び概要

② 食品安全関連人材情報データベースの作成

実施請負者は、各項目ごとに整理、検索できる食品安全関連人材情報データベースを構築する。

食品安全委員会は、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について」（平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定）の第5に基づき、個人情報 that 特定できない形で、当該データベースの部分的情報を食品安全総合情報システムにより一般公開する。

(3) 成果物の作成

報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
- ③ 調査報告書（製本版）は、日本工業規格A列4番（A4サイズ）で作成すること。
- ④ 調査報告書（CD-ROM）は、PDF形式（OCR処理済み）及び編集可能な保存形式のファイル（ワード、エクセル等）で作成すること。
- ⑤ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに内閣府食品安全委員会事務局監督職員等と検討・調整を行うこと。

4. 契約期間

平成26年9月3日～平成27年3月27日

5. 作業スケジュール

26年	9月	調査対象等打合せ
	9～12月	研究者・専門家情報収集
27年	1～3月	データベース作成

27年 3月27日までに成果物を提出すること。

6. 成果物

人材情報データベース	1式
調査報告書（製本版）	50部
調査報告書（CD-ROM）	20部

7. 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. 監督職員（人事異動の場合は後任者等による）

内閣府食品安全委員会事務局 評価第一課 調整係長 久保 努

9. 検査職員（人事異動の場合は後任者等による）

内閣府食品安全委員会事務局 評価第一課 課長補佐 廣岡 亮介

10. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に内閣府食品安全委員会事務局監督職員等と連絡を密にとることとし、作業中においても、5に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに内閣府食品安全委員会事務局監督職員等の指示に従うこと。

11. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

12. その他

- (1) 本調査による成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、事務局が保有するものとする。
- (2) 本調査により知り得た情報については、成果物の納入後、确实かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。
- (3) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに内閣府食品安全委員会事務局監督職員等へ通報すること。